

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
- 地籍調査に関する事業計画を定めた件の一部を改正する件 四五
- 保安林の指定をする件 四五
- 保安林の指定を解除する件 四五
- 保安林の指定施業要件を変更する件 四五
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 四五
- 解除予定保安林を取り消す旨通知があった件 四五
- 土砂災害警戒区域の指定を解除する件 四五
- 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する件 四五
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件 四五
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 四五
- 県営土地改良事業の工事が完了した件 四五
- 一般競争入札を行う件 四五

告 示

福島県告示第五百四十六号

地籍調査に関する事業計画を定めた件（平成二十七年福島県告示第三百三十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年七月三十一日

表喜多方市の項中「一」磐見第三 磐見第四 磐見第一一」を「一」磐見第三 磐見第一一」に改める。

四 磐見第五

に改める。

福島県知事 内 堀 雅 雄

山都第四 山都第六 山都第一一

第四 山都第六一」

（農村計画課）

福島県告示第五百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年七月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 保安林の所在場所
いわき市平下大越字南横手二二四・二二六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
- 二 指定の目的
潮害の防備
- 三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一）主伐は、択伐による。

（二）主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第五百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年七月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 解除に係る保安林の所在場所

双葉郡川内村大字下川内字鍋倉五〇一の七、五〇二の七

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（森林保全課）

福島県告示第五百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年七月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いわき市永崎字船付八の一、四四の一、四四の二

保安林として指定された目的

潮害の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができない立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第五百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十七年七月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

後藤信夫 雨宮寿幸 水野伊勢松 山城功 夏目二郎 戸田信雄 根本勝恵 根本好雄 根本寛治郎 根本清 佐藤房吉 山城傳 山城戦治 山城貞一 石川岩夫

折笠幸雄 渡邊誠 柳井嘉吉 水野谷真理子 水野谷好夫 木村晋一 鈴木好男

雨宮由美 東北建設機械販売株式会社 根本三郎 戸田隆 谷平忍

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件（平成二十七年福島県告示第四百九十六号）によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第五百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり解除予定保安林を取り消す旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十七年七月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

保安林の所在場所

南相馬市原町区下渋佐字赤沼二八五の一（国有林）

（森林保全課）

福島県告示第五百五十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九号）による改正前の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により指定された土砂災害警戒区域の全部について次のとおり指定を解除する。

平成二十七年七月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
勝善	いわき市常磐下湯長谷町勝善	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

（砂防課）

福島県告示第五百五十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の全部について次のとおり指定を解除する。

平成二十七年七月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

勝善	区域名 区 域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	区域の範囲及び 自然現象により 建築物に作用す ると想定される 衝撃
いわき市常磐下湯長谷町勝善		急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。(砂防課)

福島県告示第五百五十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十七年七月三十一日

一 土砂災害警戒区域

福島県知事 内堀雅雄

勝善	区域名 区 域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	区域の範囲
いわき市常磐下湯長谷町勝善		急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

二 土砂災害特別警戒区域

勝善	区域名 区 域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	区域の範囲及び 自然現象により 建築物に作用す ると想定される 衝撃
いわき市常磐下湯長谷町勝善		急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

公 告

(砂防課)

公告第七十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十七年七月三十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 申請のあった年月日

平成二十七年七月十三日

二 名称

特定非営利活動法人ほつと空間森の工房

三 代表者の氏名

深谷 勇吉

四 主たる事務所の所在地

福島県福島市松川町美郷二丁目三十一番地六号

五 定款に記載された目的

この法人は、子どもから高齢者及び障害を持つ方々を対象として、家事援助等の在宅福祉サービスや外出援助事業、子どもの居場所作りをテーマとした青少年育成事業、育児サポート等に関する事業を行い、子どもから高齢者及び障害を持つ方々が、共にふれあい、共に学び、共に遊ぶことを通して、生きがいのもてる豊かな社会づくりに寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第三項の規定により、富岡地区に係る県管かんがい排水事業の工事は、平成二十六年三月六日完了したので公告する。

平成二十七年七月三十一日

福島県知事 内堀雅雄
(農村計画課)

公告第178号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成27年7月31日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 エックス線回折装置 1式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成28年3月1日（火）
- (4) 納入場所 福島県ハイテクプラザ

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に記載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成27年9月2日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成27年7月31日（金）から同年9月2日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成27年8月7日（金）午後1時30分 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成27年9月18日（金）午前10時30分 福島県出納局入札用度課（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成27年9月17日（木）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : X-ray diffractometer 1set
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 10:30 a.m., 18 September 2015
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 17 September 2015
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7413

(入札用度課)